

国民年金保険料収納事業民間競争入札における 契約期間の変更について

平成 24 年 9 月 18 日
日本年金機構

I 契約期間の変更について

- 1 当機構においては、国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項に基づき、平成 24 年 10 月から平成 26 年 9 月までの 2 年間を契約期間とした業務の入札を全国 312 か所の年金事務所を対象に実施した。

このうち、116 か所の年金事務所については落札者が決定したが、残余の 196 か所の年金事務所については、入札予定価格を超過したため、落札者となるべき者が決定しなかった。

- 2 196 か所の年金事務所については、平成 25 年 2 月を業務開始時期として再度の入札公告を行う予定であるが、契約終了時期を当初の平成 26 年 9 月までとはせず、民間事業者における収納対策の実績確保や民間事業者の参入意欲に配慮し、平成 27 年 4 月までとすることとしたい。

II 公共サービス改革基本方針について

本業務の契約期間については、「公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月閣議決定）」において、以下の記載がなされているところであるが、上記の変更を踏まえ、以下の案のとおりとしたい。

（現行）

- 国民年金保険料収納事業について、実施要項等の必要な見直しを行ったうえで民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。

【業務の概要及び入札等の対象範囲】

年金事務所で開催している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務

【入札等の実施予定時期】

平成 24 年 10 月から落札者による事業を実施

【契約期間】

平成 24 年 10 月から平成 26 年 9 月までの 2 年間

【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】

全国 312 か所の年金事務所

【適用される法令の特例措置】

法第 33 条に基づく国民年金法等の特例

(案)

○ 国民年金保険料収納事業について、実施要項等の必要な見直しを行ったうえで民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。

【業務の概要及び入札等の対象範囲】

年金事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務

【契約期間】

平成 24 年 10 月から平成 26 年 9 月までの 2 年間

【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】

全国 312 か所のうち 116 か所の年金事務所

【適用される法令の特例措置】

法第 33 条に基づく国民年金法等の特例

○ 国民年金保険料収納事業について、実施要項等の必要な見直しを行ったうえで民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。

【業務の概要及び入札等の対象範囲】

年金事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務

【契約期間】

平成 25 年 2 月から平成 27 年 4 月までの 2 年 3 か月間

【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】

全国 312 か所のうち 196 か所の年金事務所

【適用される法令の特例措置】

法第 33 条に基づく国民年金法等の特例

以上